

道路交通法一部改正のお知らせ

問 建設課 都市計画管理係 ☎62-9216

平成29年3月12日(日)より、「改正道路交通法」が施行されます。

高齢運転者対策の推進

●臨時認知機能検査・臨時高齢者講習の新設

75歳以上の運転者が、認知機能が低下したときに起こしやすい違反行為をしたときは、新設された「臨時認知機能検査」を受けなければなりません。

その結果、認知機能の低下が運転に影響する恐れがあると判断された方は「臨時高齢者講習」を受けなければなりません。



●臨時適性検査制度の見直し

認知症の恐れがあると判定された高齢者は、違反の有無を問わず臨時適性検査を行うか、命令に従い主治医などの診断書を提出しなければなりません。

●高齢者講習の合理化・高度化

高齢者講習は、75歳未満の方や、認知機能検査で認知機能の低下のおそれがないと判定された方は、講習時間が短縮されます。また、認知機能の低下のおそれがあると判定された方は高度化講習を受けることになります。

準中型免許の新設

準中型免許は、18歳から普通免許なしでも取得でき、車両総重量7.5トン未満の自動車を運転できます。これに伴い、普通免許で運転できる自動車は、車両総重量3.5トン未満に変更されます。

初めて準中型免許を取得した方は、準中型自動車を運転するときには1年間初心者マークを付けなければなりません。



◆詳細は「改正道路交通法」で検索するか、または長野県警察のホームページ（ホーム>免許関係>改正道路交通法施行に関するお知らせ）をご覧ください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/index.html>

ビニールシート(ブルーシート等)の収集はできません

問 建設課 生活環境係 ☎62-9114

農作業やご家庭でも利用することの多い、ブルーシートやレジャーシートなどの「ビニールシート」の処分でお困りではありませんか？

富士見町内でも粗大ごみの収集や、ごみステーションへ可燃ごみとして出される方が見られます。

これらの「ビニールシート」はポリエチレンなどの合成樹脂からできており、焼却するとダイオキシンが発生するため可燃物として収集することができません。また、有害物質を含んでいることから粗大ごみや資源物としても収集することができません。



●処分方法

ビニールシートは町で収集することができないため、廃棄物収集運搬業者に処分を依頼してください。

廃棄物収集運搬業者は、建設課生活環境係でご案内できます。

なお、処分については手数料がかかります。事前に処分業者へご確認ください。

